

「制限回数を超えて行った診療行為」の自費徴収について

健康保険法で制限回数が定められている下記の診療行為について、患者様の要望があれば、患者様自らの負担で診療を行っても良いという規定の改正がありました。

この診療行為は、あくまでも患者さんの自由な選択に基づいて実施されるものでありますので、医師の説明を受け、ご理解をされた後、診療を希望される場合は受診の際お申し出下さい。

記

《制限回数を超えて行える診療項目と料金（消費税込み）》

① 検査（1回の検査につき）

<input type="checkbox"/> AFP（ α -フェトプロテイン）	1,177 円
<input type="checkbox"/> CEA	1,155 円

②リハビリテーション（1単位につき）

<input type="checkbox"/> 心大血管疾患リハビリテーション料（I）	2,255 円
<input type="checkbox"/> 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）廃用症候群以外の場合	2,695 円
<input type="checkbox"/> 脳血管疾患等リハビリテーション料（I）廃用症候群の場合	1,980 円
<input type="checkbox"/> 運動器リハビリテーション料（I）	2,035 円
<input type="checkbox"/> 呼吸器リハビリテーション料（I）	1,925 円

2023年12月

社会医療法人仁愛会 浦添総合病院